

「地域とともにある学校の
在り方をさぐりながら」

～コミュニティ・スクール（CS）として地域との連携を図る～



富士吉田市立吉田小学校

1. はじめに

学校教育において、10年間をひとくくりとして、教育内容の指針となる学習指導要領が改訂される。小学校においては令和2年度より、改訂された内容が全面実施となった。その中で学校に求められている事の一つに「社会に開かれた教育課程」の実現がある。地域と学校の連携・協働に向けた取組が各学校で工夫され、地域と一体となって子供たちを育むことを推進している。

その推進において、コミュニティ・スクールであることは、これからの学校の在り方において一つの礎であることはいままでのない。

学校のために地域との連携を図ると捉えがちであるが、地域づくりのために学校がもっている資源を生かすこともコミュニティ・スクールの良さである。学校と地域のつながりをより強固なものにし、子供たちの成長を学校・家庭・地域が連携をとりながら、進めていくことを再確認したいと考える。

2. 学校運営協議会制度について

学校運営の状況が保護者や地域住民等にわかりにくく、学校の閉鎖性や画一性などの課題と時代の変化に応じた学校教育に対する多様かつ高度な要請や開かれた学校運営を求める声がよせられるようになってきていること等の背景から平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教行法」という）が改正され、学校運営協議会制度が導入された。これは、従来ある学校評議員制度による学校と地域との連携を更に一段階進め、地域の力を学校運営そのものに生かす発想からである。

その後、平成29年の地方教行法改正により、学校運営協議会の設置が努力義務化された。

また、子供たちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化、多様化しており、教育改革、地方創生等の観点からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されている。未来を担う子供たちの豊かな成長のためには、学校だけではなく社会総掛かりでの教育の実現が不可欠である。

① 「コミュニティ・スクール」(CS)とは。

地域住民、保護者等が学校運営に参画する仕組みとして学校運営協議会制度を導入した学校のことである。

② 学校運営協議会の主な3つの機能について

地方教行法第47条の5において、校長が作成する学校運営の基本方針を承認する。学校運営について教育委員会または校長に意見を述べることができる。教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について教育委員

会に意見を述べることができる。という3つの機能がある。学校運営の責任者は校長であり、学校運営協議会が校長の代わりに学校運営を決定・実施するものではない。学校と地域住民等が「地域でどのような子供たちを育てるのか」「何を目標として実現していくのか」など目標やビジョンを共有し合うことを推進していく。「開かれた学校」から「地域とともにある学校づくり」への転換を図るため有効的な仕組みである。

③ コミュニティ・スクールの導入状況について（小・中学校）

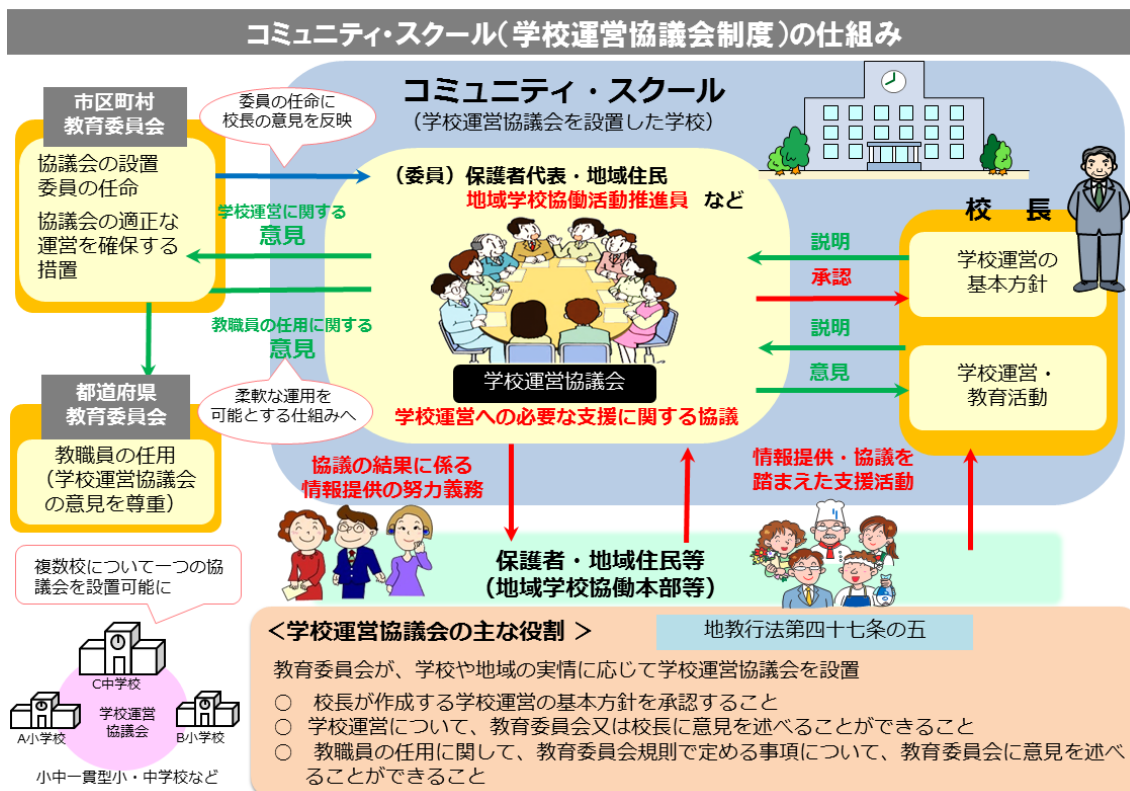
令和4年 全 国 15,221校（導入率 42.9%）

山梨県 80校（導入率 32.7%）

平成29年の法改正により、導入校の増加が進んでいる。参考までに令和2年は全国が9,788校（27.2%）山梨県47校（15.7%）。

④ コミュニティ・スクールのメリットとされていること

- 子供たちの学びや体験活動が充実
- 子供たちが地域の担い手としての自覚の高まり
- 地域人材活用による教育活動の充実
- 地域の防犯・防災体制等の構築と地域ネットワークの形成 など



3. 本校の概要

本校は、富士吉田市の最も南に位置し、富士山の登山口の北口本宮浅間神社の近い場所にある。明治6年（1873年）に「上吉田学校」として創立され、昭和10年（1935年）に現在地に校舎を構え、昭和16年（1941年）「吉田国民学校」と名前をかえ、昭和22年（1947年）現在の校名「吉田小学校」と改称された。令和4年（2022年）に創立150周年を迎えた。学校教育目標を「かしこく、やさしく、たくましい吉田っ子 よく考え学び合う子・思いやり認め合う子・健康できたえ合う子」の育成を目指している。平成30年6月に富士吉田市教育委員会の指定を受けて、パイロット校として「コミュニティ・スクール」となった。



4. 本校の指導重点及び策定の基本的な考え

- (1) 児童の実態把握に基づき、本校としてめざす子どもの姿を具体化し、指導体制の全校化を構築する。
- (2) 学習指導要領のねらいとするところを確実に押さえ、県の重点施策と一体となった教育課程の編成を行う。
- (3) 保護者・地域を含めた外部人材の活用を通して、多様な学びを獲得させ、主体的な学校生活につなげる。
- (4) 特別活動の意義をしっかりと押さえる中で、豊かな仲間づくりを常に意識できる学校にする。

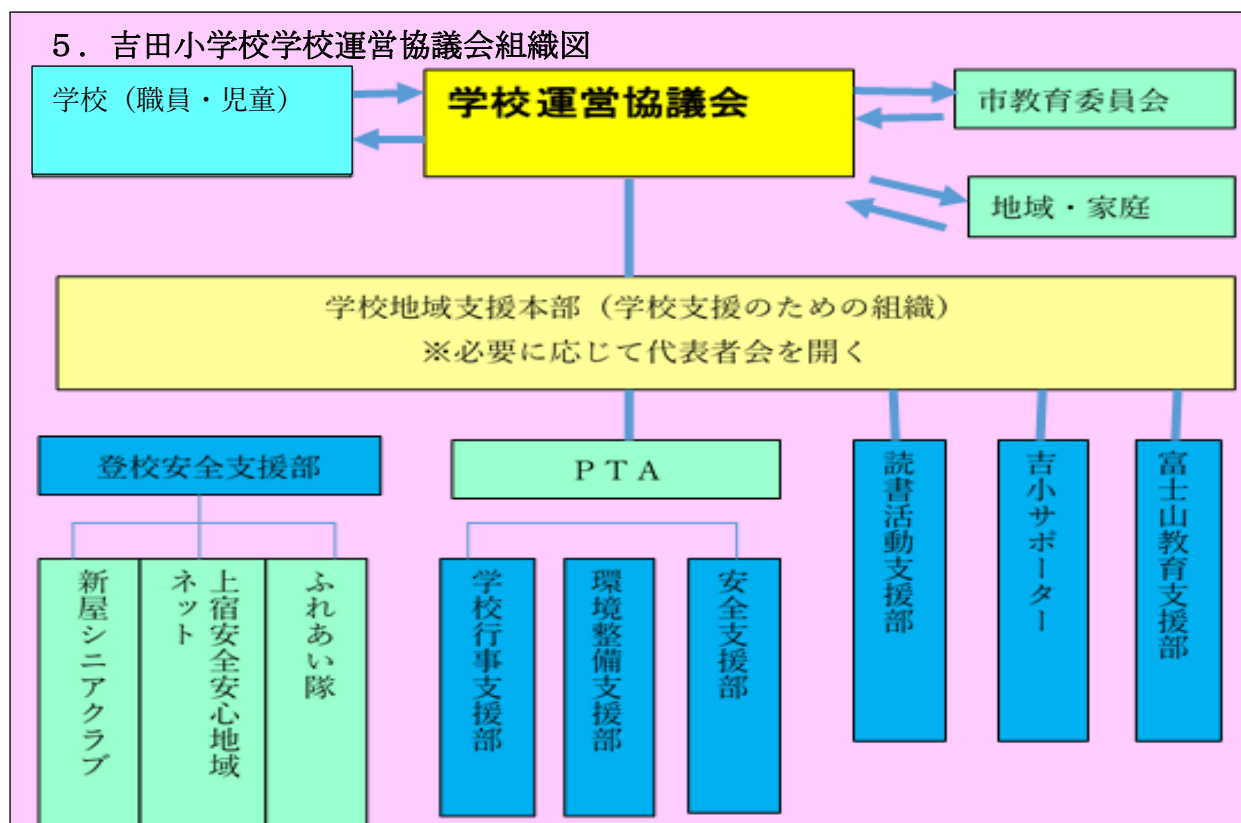
《指導重点》

- (1) 児童の学力の向上を図る
- (2) 富士山教育の充実
- (3) 居心地のよい学級・学年・学校づくりの実現
- (4) 健康な体づくり



4年ぶりに全校が体育館に集合して1学期終業式を実施した様子

5. 吉田小学校学校運営協議会組織図



6. 学校を支援する活動内容

部会名	支援組織	活動内容
登校安全支援部	ふれあい隊 新屋シニアクラブ 上宿安全安心地域ネット	登下校の児童の見守り活動の実施
学校行事支援部	PTA 本部 2年4年部会 5年部会	運動会の運営への協力 PTA新聞の発行 教育講演会
環境整備支援部	PTA 6年部会	上三校下草刈りへの協力 夏休み校地整備作業への協力 校地内美化作業への協力
安全支援部	PTA 1年部会 3年部会	交通安全教室実施への協力 防犯教室実施への協力 避難訓練への協力 地域の危険箇所点検への協力
吉小サポーター 読書活動支援部	学習ボランティア 環境ボランティア 読書ボランティア	学習活動への支援 環境整備への支援 スペシャル読書での読み聞かせ
富士山教育支援部	富士山教育 コーディネーター	富士山学習への協力 授業への協力 体験活動への協力 外国語活動への協力 プログラミング教育等への協力

7. 子どもたちの安心安全を見守る活動の紹介

①登校安全支援部 ふれあい隊

Q. ふれあい隊とは・・・？

2004年春、登校班の児童に対して不審者の声掛け事案発生を機に、登校につきそう保護者が出て、防犯・交通安全の面から子どもたちを見守ろうという機運が高まった。その年の9月16日富士吉田ふれあい隊設立総会。発起人6名に声をかけ、10月15日から、毎月15日を「いいこの日」とよび、吉田小学校まで児童と共に歩き、あいさつ運動をすることにする。

2006年 1月 ふれあい隊活動に共感した民生委員6名が初参加。

2008年10月 富士五湖地域防犯ボランティア協議会理事。

2014年11月 文部科学大臣より「学校安全ボランティア活動奨励賞」受賞。

2016年 5月 岳麓自動車教習所と富士吉田警察の協力を得て、安全スキルアップ研修会を開催し、安全な旗振りの実習を行った。

毎月15日は「いいこの日」として8:15より学校入り口において、情報交換を行う。(富士吉田警察・吉田小職員・教育委員会・スクールサポーターなどの方も交えての子どもたちの見守る活動の情報交換をする。)



毎日、交通量の多い地域のため、ふれあい隊の皆さんのおかげで、子供たちが安全に道路を渡る事ができる。

○地域の方々が主催し、発足したもののため、地域と学校が連携を取りながら、子供たちの安全を見まもることができている。

○現在約30名の隊員の皆様が、各々のペースで登下校の見守り活動を行っている。

○ふれあい隊の方が作成したお便りを、1ヶ月1回を各家庭に配布している。



「ふれあい隊」の活動は、学校からの要請ではなく、地域から発信された活動である。隊員の方々の目的が明確であり、その趣旨に賛同した方々が多く、隊員が発足当時より増えている。継続して長い期間活動が行われている。「ふれあい隊」の活動形態は、CSの活動として、もっとも地域と学校が連携をしている活動である。継続性を兼ね地域に根ざした取組になっていることは、CSの在り方そのものである。

②吉小サポーター

各家庭に学校教育においてのお手伝いしていただける方を募り、一年間サポーターとして登録。以前から読書ボランティア活動は行っていたが、「吉小サポーター」としての取組は平成31年度より導入したものである。

学習活動において協力していただきたい学習内容がある時にサポーターの方々へ協力依頼の通知を発出し、協力していただいている。



サポーターの活動として、「花壇づくり」「落ち葉掃き」。低学年の町探検の安全確保のお手伝い、高学年の家庭科のミシンの授業のお手伝い等。



③地域学習・富士山教育

各学年において、各教科で、地域に根ざした学習内容を工夫して行っている。次にあげているものは、人材活用を子供たちに還元している一例である。

○5年生社会科の授業の一環で使用した児童へ配布した教材プリント

実際に教員が、地域の工場を取材し内容をまとめたものである。そのため、教科書内の内容だけでなく、地域の工場について知ることでき、子供たちは、工業をより身近に感じられ学習内容を深く理解することができた。(コロナの感染防止のため、教員の取材のみであるが、地域の工場への見学を本来であるなら行う予定であった。)



株式会社 スワ
富士吉田市上郷地にある工場
14人の方が働いている



自動車のエンジンなどの部品を作っている。



作った自動車の部品は、神奈川や静岡、愛知へ

富士吉田で自動車部品を作っている望月さんの話



私が働いている工場では、日産やホンダ、トヨタの部品も作っています。3万点と言われる部品の中でも、エンジンやハンドル、ブレーキなどの命に直接関わるような部品も作っているため、品質には特に気をつかいます。品質を保つために、工場では1日を4つの時間に分けて常に検査をして、生産を管理しています。
今では自動車部品の多くが海外で作られるようになり、自動車部品の仕事は減ってしまいましたが、精度が求められる部品は国内の高い技術で生産しています。その技術をいかして、私の働いている工場では、医りょう器具も作っています。多くはプログラムで動く機械で作っていますが、やはり最後の調整は職人の経験が大切ですね。



工場の中の様子

○2年生 生活科 町探検
3年生 社会科 街の様子
御師の家の見学

○5年生 田植えから稲刈りにかけて、
地域の方々の協力のもと実施。

※この他にも、各学年の学習内容に応じて、地域の方々に協力を願い、講師として学校へ来ていただき学習の支援をしていただいている。

8. 成果と課題

《成果》

学校教育目標や学校運営方針及びめざす子供像を、地域と情報共有できる場があることは、子供たちを育てる上で、基本となることである。その場が、確実に設定できること、また、様々な立場の方々と共通理解が図れることで、学校と他の組織との連携をとるための基盤を創ることができる。

また、学校の様子を積極的に発信することで保護者・地域の学校に対する理解と協力が増えているように思う。

子供たちの見守り隊のボランティアの方々は、自主的な活動であるため、子供たちの安全を守るという明確な目的を共通理解していただいているため、交通量が多い学区内の登校が、安全に行える。地域の方々の目で、子供たちを見守る活動は、今後の吉田小の地域連携に大きな影響を与える活動である。本校の組織編成は、既存の組織を活用し、新たな組織を立ち上げることをしていない。これは、持続可能な組織編成となる。実質担当をする事務局として担う教頭は、短期間で入れ替わるため、今までの組織が活用されていることで円滑な引き継ぎが行われる。

《課題》

組織の横のつながりが薄い。部会同士の連携が図られることも、今後の発展において必要なことであると感じる。

事務局である教頭の業務増加は、CSが、持続可能な組織として継続していく上では考えていかななくてはならない。地域連携を図るために、必要な取組や活動を運営していくことは必須であるが、CSとして新たな取り組みを進めていくことは、継続的な活動を維持していくことが難しいと感じる。そのため、地域とともにある学校をめざしていくためには、学校内の職員の他に、地域コーディネーターの存在を考える必要がある。

家庭や地域にも魅力ある活動を考えていくことが、地域、保護者との連携を円滑に進められ、地域の力を更に向上させることにつながると感じる。

《今後の展望》

本年度、第3学年は11月に県立ひばりヶ丘高校のうどん部の生徒に、うどんの作り方を教えてもらう学習を行う。本校の周りには県立高校が3校あり、隣には中学校もある。また、学区内幼稚園、保育園がある。幼保小・小中高の連携が図られることは、地域の活性化にもつながる。どのような活動や取組をすることが、異校種間のつながりになるのか、模索し取り入れていきたい。また、富士山火山の防災教育の面からも地域の諸団体と繋がりを持つことが考えられる。富士山教育を推進している中で、地域との関わりを考えた学校全体での取り組みについても検討していきたい

9. おわりに

「地域に開かれた学校」から、学校の目標やビジョンを地域と共有し、学校と地域がパートナーとして、**連携・協働する「地域とともにある学校」**をめざすことがCSの根本的な考えである。そのためには、学校運営協議会が、**学校の良きパートナー**として機能していくことが重要であるため、今後も**熟議**を重ねていく必要があると強く感じる。

CS導入から6年目を迎え、成果を見いだしたい本年度ではあるが、令和2年から新型コロナウイルス感染症の状況下、地域の方々との交流が思うように進めることができなかった。子供たちの登下校の安全に気を配る「ふれあい隊」の方々の活動においてCSの本来の姿を再確認できた。

真新しいものを導入していくのではなく、今ある仕組みを生かしながら、更に進化・発展を繰り返し、吉田小学校独自のCSの在り方を構築していくことが今後の課題である。

未来を担う子供たちの豊かな成長のために「**地域とともに子どもたちを見まもり育てていく**」社会総掛かりの教育の実現を目指していきたい。

参考 富士吉田市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則より抜粋

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の6の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関し協議する機関として、富士吉田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、地域住民、保護者等の学校運営への参画並びに支援及び協力を促進することにより、学校と地域住民、保護者等との信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条の目的を達成するため、協議会を置くよう努めるものとする。

(委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 対象学校が所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 識見を有する者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

4 委員の定数は、15人以内とする。

6 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(協議会の役割)

第8条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育課程の編成に関すること。
- (2) 教育目標及び学校運営に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること

3 協議会は、第1項各号に掲げる事項のほか、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は当該対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

4 協議会は、前項の規定により教育委員会に意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。